

「知的財産推進計画2024」の策定に向けた意見

法人・団体名：一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会

■意見の領域・分野

「知的財産推進計画 2023」重点事項

Kその他（「知的財産推進計画 2024」に新たに盛り込むべき政策事項等）

■意見内容

今後の日本の進むべき大きな方向性について議論をしていただきたいと思います。

10年、20年、30年先の世の中・知財の世界がどのようになっているかを描き、これから日本としてどのように知財の世界をつくるべきか、知財人財をどのように育成し・活用していくべきかというビックピクチャーを示した知財ビジョンを策定し、発信すべきと考えます。

■意見の領域・分野

「知的財産推進計画 2023」重点事項

C. 急速に発展する生成 AI 時代における知財の在り方

(C1) 生成 AI と著作権

■意見内容

世界的に AI と知的財産権に関する議論が活発になっており、日本においても、文化審議会著作権分科会法制度小委員会から「AI と著作権に関する考え方について」（以下「本考え方」）が公表されています。現行法の枠組みを維持しつつ、著作権者などの権利者、AI 利用者、AI 事業者（AI 開発事業者及びサービス提供事業者を含む）の懸念にも配慮して一定の解釈を提示しようとする試みは十分評価に値するものです。しかしながら、「本考え方」の策定にあたっては、適切なステークホルダーの関与が十分になされないまま短期間で議論が取りまとめられたという側面があったことも否めません。AI は、知の蓄積が技術の開発を促進し、そこで開発された技術がさらに知の創造に貢献し、ひいては文化をより一層発展させることができるという点で、日本におけるイノベーションとクリエイションの好循環を生み出すことのできる貴重な技術といえます。したがって、権利者の利益を不当に害しないよう配慮することが重要なことは言うまでもないことですが、依拠性や侵害行為の責任主体等の議論の中で侵害にかかるリスクを過度に意識させるあまり、AI の開発や利用に強い萎縮効果を生じさせることのないよう、保護と利用のバランスに配慮した議論がなされることが極めて重要になります。AI を促進するという観点からバランスをとった形で取りまとめられた「AI 事業者ガイドライン」を含めたソフトアプローチに賛同するとともに、今後は、技術の進化や AI の利用実態およびビジネス慣行の変化、裁判例の蓄積なども考慮の上、「本考え方」の見直しが継続的かつ定期的に行われることを期待します。

以上